



民生委員・児童委員 になってみませんか？

「民生委員・児童委員」は、ボランティアとして、住民の暮らしを見守り、安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。



◆ 民生委員・児童委員とは

自分の住む担当地域で、行政や社会福祉協議会などと協力し、住民の困りごとや心配ごとについての相談相手となり、必要な場合には適切な支援を受けられるよう、専門機関を紹介するなど、地域の「つなぎ役」として活動しています。（市内全域 定員217名）

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員として活動しており、無報酬ですが、活動に必要な交通費や通信費などの実費は支給されています。また、安心して活動できるよう、万が一の事故等を補償する、保険によるサポートもあります。

民生委員は、児童福祉法に定められた、子どもの見守りや、子育てについての相談にのる「児童委員」を兼ねているため、「民生委員・児童委員」という呼び方をしています。

「民生委員・児童委員」の中には、担当区域をもたず、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する「主任児童委員」が活動しています。



年齢（委嘱日時点）

✿ 民生委員・児童委員（区域担当） ※原則、お住いの地域の担当になります。

◎ 原則75歳未満

- ・ 地域の実情によっては、78歳未満のかたまで可能です。
- ・ 新任については、72歳未満のかたを選出する努力義務があります。

✿ 主任児童委員

◎ 原則55歳未満

- ・ 地域の実情によっては、新任は65歳未満、再任は68歳未満のかたまで可能です。



任期

1期3年（次期の任期：令和7年12月1日から令和10年11月30日まで）
※再任が可能です。



その他

- ・ 必要な資格はありません。
福祉のことに詳しくなくても、サポートいたします。
- ・ 自治会・町内会などから推薦され、候補者として選出されます。
候補者は推薦会等での審査・選考を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。



民生委員・児童委員 どんな活動をしているの？



住民の相談にのる

相談者の自宅への訪問や、電話を使って相談にのります。介護のことや子育てのこと、日常や経済的な困りごとなど内容はさまざまです。



福祉制度などの情報提供

相談者本人や家族の希望を聞きながら、必要としているサービスについての情報提供をおこないます。



関係機関に連絡・取り次ぎ

相談者本人や家族の申し出により、関係機関の窓口へ連絡し、サービスを受けるために必要な対応をおこないます。



生活の支援（見守り）

必要なかたには、ご家族やご近所のかたとともに見守りをおこないます。



地域福祉の推進

地域における福祉活動へ参加し、日ごろから地域の結びつきを大切に活動しています。



仲間同士の情報交換・研修

地域の民生委員・児童委員による月1回の定例会に参加し、委員同士の情報交換や地域の課題などについて話し合いをおこないます。

※1～2時間程度、場所は市内の施設です。

また、必要な知識を充実させるための研修会に参加します。

※場所は市外の場合もあります。

活動の様子は、YouTube
佐倉市公式チャンネル
にて配信しています。



さくら 動画配信
佐倉市 YouTube



民生委員・児童委員に向いているかた



人と関わるのが好きなかた



地域のために何かしたいと考えているかた



元気に楽しく活動できるかた



民生委員・児童委員の活動にご興味のあるかたは、
佐倉市社会福祉課までご連絡ください。